

令和 8 年第 2 回芳賀町教育委員会会議録

- 1 期 日 令和 8 年 2 月 1 7 日（火）
- 2 場 所 芳賀町役場 2 0 1 会議室
- 3 開 会 午前 1 0 時
- 4 出席委員 教 育 長 大島 政春
 教育長職務代理者 塩野 由子
 委 員 山口 友也
 委 員 小林 佐知子
 委 員 渡辺 信夫
- 5 出席職員 学校教育課長 齊藤 和之
 生涯学習課長 田中 一紀
 学校教育課学校教育係長 松本 薫
 学校教育課課付係長 涌井 俊裕
- 6 書 記 学校教育課課長補佐兼係長 荒井 史子

7 議 題

(1) 審議事項

報告第 1 号 令和 8 年度芳賀町一般会計予算（教育費）（案）の概要について

議案第 3 号 令和 7 年度小・中学校優秀児童生徒表彰者の決定について

議案第 4 号 ラーケーション制度の導入について

(2) 協議事項

なし

8 議事の内容

発言者	内 容
大島教育長	ただ今の出席委員は、4 人です。 定足数に達しておりますので、これから令和 8 年第 2 回芳賀町教育委員会会議を開会します。 会期の決定を行います。会期は本日 1 日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
大島教育長	異議なしと認めます。 従って会期は、本日 1 日と決定しました。 芳賀町教育委員会会議規則第 2 0 条の規定により、前回会議録の承認を行います。先程、前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
大島教育長	異議なしと認めます。 従って前回の会議録は、承認されました。

発言者	内 容
<p>大島教育長</p> <p>委員全員</p> <p>大島教育長</p>	<p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は会議規則第21条の規定により、山口友也委員にお願いします。</p> <p>教育長事務報告を行います。</p> <p><資料に基づき報告を行った></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県郡市対抗駅伝競走大会について ・町小中学校長会定例会について ・県立高等学校特色選抜合格者内定について <p>議事に入る前に、報告第1号は意思形成過程であるもの、また、議案第3号については、個人情報が含まれているものであるため、非公開としてよろしいでしょうか</p> <p>異議なし。</p> <p>それでは非公開と見させていただきます。これから議事に入ります。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</p> </div>
<p>大島教育長</p> <p>荒井書記</p> <p>大島教育長</p> <p>齋藤課長</p> <p>大島教育長</p> <p>渡辺委員</p>	<p>続いて、議案第4号 ラーケーション制度の導入についての件を議題とします。事務局に議案を朗読させます。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>提案の理由の説明を求めます。</p> <p>先月の教育委員会でいただいた意見や学校長の意見を取り入れて修正をしました。令和8年4月から導入することについてご審議をいただきたいと思います。</p> <p>修正点は、Q & Aの5番です。同一クラス内で複数、例えば何人ものお子さんが一斉に取得するのは困るということが校長会でも教育委員会でも意見としてありましたので、複数の家族で取るということは認められませんということを記載しました。</p> <p>また、ラーケーションを取得する際に出していただくカードをですが、保護者が確認しやすいように、一番下に取得ができない日というのを改めて付け加えました。制度全体としては、内容は変わっておりません。年度内に1人3日以内で申請により取ることができるというものです。ご審議の程よろしくお願いします。</p> <p>ただいまの説明について、質疑はありませんか。</p> <p>ラーケーション制度を導入するにあたり、教育委員会の告示でこういうことをやりますということを言った方がいいのではないのでしょうか。学校管理規則を事務局で用意してもらいましたが、見ていただくと、第4条の2に忌引の日数とありますので、ここに忌引き及びラ</p>

発言者	内 容
齋藤課長	<p>一ヶーションの日数は別表に定める期間として別表に何日と規定して、附則で令和8年4月1日から施行するというようにして、なお書きで、ラーケーションについては別に教育委員会で定めるとした方がいいのではないかと思います。</p> <p>これまで、規則化しない方向で進めてきました。これは文科省の方で平成30年頃に出している通知の中に学校長が特に認める日はこの忌引き等に加えていいというのがありまして、茂木町や他の自治体で実施しているところを確認したところ、この中で読めるので、特に例規等の改正はしていませんというのがベースにあります。</p> <p>ただ、忌引きの日数等が文科省の通知にきっちり書いてあるわけではありませんので、町が管理規則で日数等を定めている中で、そちらに加えることではっきりするというのは、ご指摘のとおりだと思います。</p>
山口委員	<p>忌引きはラーケーションとは別扱いということですよ。</p>
齋藤課長	<p>そうですね。ただ扱いの中では忌引きが一番近い休みの取り方になります。</p>
渡辺委員	<p>別紙3の4ラーケーションの指導要録上の取り扱いには、校長が出席しなくてよいと認めた日数とありますが、これを具体的に何日と決めておいた方がいいのではないかと思います。</p>
松本係長	<p>児童生徒の出欠に関する判断の権限は校長にあると学校教育法で認められているので、教育支援センターに通級している子供たちも学校長の権限で出席扱いにしています。</p>
齋藤課長	<p>規則に定めなかった場合には、この手引きが運用の根拠になりますので、不安定な部分はあります。</p>
大島教育長	<p>一旦整理します。ラーケーション制度自体を開始するということについては、異議はありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
大島教育長	<p>それでは、改正するというふう考えた場合には、過去の改正を見てみますと3月の教育委員会に諮っていますので、一旦預かりにして、もう一度精査して、来月の定例会議にかけるということでしょうか。制度自体を実施することは、認めていただいたということで、議会にも明日の議員全員協議会でお知らせしてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
大島教育長	<p>では、規則の改正が必要だということになれば、来月の教育委員会で議決していただく、あるいは調べた結果改正しなくても大丈夫だということになれば、またその旨ご報告して承認していただくということでしょうか。</p>

発言者	内 容
委員全員 大島教育長 委員全員 大島教育長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。では、議案第4号 ラーケーション制度の導入についての件は以上となります。</p> <p>以上で議事は終了しました。慎重なご審議ありがとうございました。その他といたしまして、委員の皆様から協議事項などがありましたらご発言願います</p> <p>(協議事項なし。)</p> <p>それでは、本日の教育委員会を閉じたいと思います。慎重なご審議ありがとうございました。</p> <p>次回は、3月9日(月)午後1時30分からとなります。</p>

9 閉 会 午前11時18分